

事業番号	A-1			
事務事業名称	ごみ減量対策事業			
担当課	環境部 廃棄物対策課			
設置(実施)根拠等	(法律) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (条例等) 熊谷市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
「生ごみ処理容器等購入費補助事業」は昭和63年度から、「生ごみ再資源化業務」は平成9年度から実施				
目的(何のために)				
3R(発生抑制・再使用・再生利用)を基本とする循環型社会の構築のため				
対象(誰に)				
市民・NPO法人				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
市民への生ごみ処理容器補助・NPO法人への生ごみ再資源化業務委託				
実施形態※該当選択し〇印	A. 直営	<u>B. 業務委託</u>	C. 国・県補助事業	D. その他( )
委託内容と実施主体	生ごみ再資源化業務はNPO法人くまがや有機物循環センターに委託			
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	2,293	2,355	2,875
	人件費	3,939	3,906	3,906
	総額	6,232	6,261	6,781
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	6,232	6,261	6,781
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	生ごみ処理容器購入費補助数	56	67
	指標②	マイバッグ利用割合	49.1%	57.0%
	指標③			
4 現在の実施内容				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理容器等購入費補助 〔補助金額〕 生ごみ処理容器(上限2,500円/1個)、電気式生ごみ処理機(上限15,000円) 生ごみ処理容器は、くまがや農業協同組合で購入したものを補助対象としていたが、平成24年4月1日からどこで購入したものでも補助対象とした。</li> <li>・指標②マイバッグ利用割合は市民アンケート調査による。</li> <li>・3R推進ポスター、標語コンテストへの応募及び県の環境月間への対応を実施した。</li> </ul>				
5 関連ほか事務事業				
<p>リサイクル活動推進事業</p> <p>〔概要〕・生活環境の保全と循環型社会の構築を図るため、市民が実施するリサイクル活動の推進を目的とし、廃棄物を再資源化として回収する団体に対し、奨励金を交付する。</p>				
6 今後の課題				
生ごみ処理容器等購入費補助件数が減少傾向にあるため、平成24年度から要綱の変更(改善)を行い普及を図っていきたい。				
審議のポイント	①ごみ減量化、資源化の推進方策のあり方について			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

生ごみ処理容器等購入費補助事業は、昭和63年度から実施され、家庭厨芥類の自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入者に対し予算の範囲内において補助金を交付している。しかしながら、補助件数が減少傾向にあったため、今まで生ごみ処理容器は市があっせんしたもの(くまがや農業協同組合で購入したもの)を補助対象としていたが、平成24年4月1日からどこの販売店で購入したものでも補助対象とした。

生ごみ再資源化業務は平成9年度に農政課の「有機100倍運動推進事業有機堆肥生産業」として始まり、平成12年度に農政課「持続的農業総合対策事業有機堆肥生産業」と環境衛生二課「生ごみ再資源化試験研究業務」の2箇所の委託業務となり、平成15年度に環境対策課「生ごみ再資源化試験研究業務」と「生ごみ再資源化業務」の委託と続き、平成18年度から廃棄物対策課「生ごみ再資源化業務」の委託となり、現在に至っている。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

資料① 熊谷市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

・生ごみ処理容器等購入費補助制度は、県内39市中28市で実施している。

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)

事業番号	A-2		
事務事業名称	高度情報化推進事業(「ITアドバイザー支援業務委託」について)		
担当課	総合政策部 情報政策課		
設置(実施)根拠等	(法律) 特になし (条例) //		
1 事業概要			
事業開始(いつから)			
平成18年度から			
目的(何のために)			
住民向けサービスや庁内事務処理等に使用している情報システムについて、そのサービスレベルやコストの一層の最適化・適正化を推進するため。			
対象(誰に)			
市役所内の基幹システムを維持管理する情報政策課、個別システムを維持管理する各課ほか。			
手段・手法(どのように何を提供するか)			
熊谷市IT政策全般に係る助言・アドバイス等の支援を受けること。			
実施形態※該当選択○印	A. 直営	<input checked="" type="radio"/> B. 業務委託	C. 国・県補助事業 D. その他( )
委託内容と実施主体	委託内容は、情報システム調達、維持管理費用等の費用精査、既存システムの最適化など、IT政策全般に関する支援を受けること。実施主体は、ITコンサルタント会社。		
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)
支出	事業費	858	858
	人件費	342	201
	総額	1,200	1,059
収入	国・県支出金	0	0
	市債	0	0
	その他特定財源	0	0
	一般財源	1,200	1,059
3	成果	項目	平成22年度
	指標①	(費用精査件数)	(21)
	指標②		(15)
	指標③		
4 現在の実施内容			
情報政策課に限らず各課において、IT調達、システム改修等を実施する際に、業者から提出される見積書や提案書について、その費用や内容の妥当性をIT分野の専門家であるコンサルタントに精査してもらい、適正な価格での契約締結することを目的としている。 また、既存情報システムの最適化支援、情報化の推進に沿った検討会等の支援、その他の支援(IT政策全般に係る助言・アドバイス等)を受けること。			
5 関連ほか事務事業			
※特になし			
6 今後の課題			
見積書の費用精査については、近年は業者の見積もりも当初から適正価格になってきており、この委託による費用削減額も頭打ちとなっている。 しかし、変遷の激しい情報化技術の進展に適切に対処するためには、専門知識を持ったITアドバイザーからIT政策全般に係る助言・アドバイスを受けることは必要と考えており当面は現行のまま実施していく。			
審議のポイント	①6年経過後の実施効果について ②公正(仕様・委託金額)の確保について		

## 7 事業の経過、これまでの改善点

1市3町の合併協議時の電算部会において、電算システムの統合についてのコンサルタント業務を合併協議会で委託し、システム統合費用の精査を実施した。  
その後、平成18年度から新熊谷市において、ITコストの適正化を図るため毎年度委託を継続している。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

資料① 平成23年度費用精査実績表

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)

事業番号		A-3		
事務事業名称		航空写真作成事業		
担当課		総務部 資産税課		
設置(実施)根拠等		(法律) 地方税法第408条 (条例)		
1 事業概要				
事業開始(いつから) 昭和63年から				
目的(何のために) 課税客体の把握及び課税説明資料に使用するため				
対象(誰に) ・市内に所在する土地及び家屋 ・それらを所有する納税義務者				
手段・手法(どのように何を提供するか) 航空写真撮影業者に業務委託し、航空写真を撮影しデジタルデータを作成。 結果をより正確な課税のために活用する。				
実施形態※該当選択し○印		A. 直営	<input checked="" type="radio"/> B. 業務委託	C. 国・県補助事業 D. その他( )
委託内容と実施主体		(株)パスコに航空写真撮影及び写真のデジタルデータ化について業務委託		
2 コスト(千円)		平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	0	7,245	0
	人件費	0	675	0
	総額	0	7,920	0
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	0	7,920	0
3 成果		項目	平成22年度	平成23年度
		指標①	市内全域の航空写真撮影・デジタルデータ作成	350, 307件
		指標②	デジタル地番図との重ね図作成	350, 307件
		指標③		
4 現在の実施内容				
3年に一度、評価替えの年度の賦課期日(1月1日)に実施しており、平成21年1月1日以後は平成24年1月1日に熊谷市全域を空撮し、デジタルデータ化した。				
5 関連ほか事務事業				
熊谷市地番図データ更新業務 同業務は、航空写真データをベースとして地番図を整備する事業である。航空写真データを使用することで正確な地番図の作成が可能となる。				
6 今後の課題				
賦課期日の土地・建物の把握に最も有効な手段であり、毎年賦課期日の状況把握の必要性から事業の実施を3年に一度から毎年に変更したい。				
審議のポイント		①事業費の妥当性 ②3年に一度から毎年実施に変更することによる費用対効果		

## 7 事業の経過、これまでの改善点

固定資産税の課税の適正化を推進するという観点から、限られた期間で課税客体を正確かつ効率的に把握するためには航空写真を活用することが最も優れた方法であるとされ、全国的に航空写真の導入が行われ、本市においても昭和63年に航空写真の撮影が始まった。

昭和63年から平成9年までは、アナログ撮影であったため、建物の歪みを抑えるために高高度からの撮影となり、被写体が小さくなり、解像度もあまり高くはなかった。

平成12年度からデジタル撮影を取り入れ、建物の歪みの補正がかけられるようになり、低高度からの撮影が可能となった。そのため、画像の解像度は飛躍的に向上し、正確な課税に寄与している。また、デジタルデータ化したことによりパソコン画面からの検索・閲覧・印刷が可能になり事務改善が図られた。

なお、平成24年度から航空写真データを利用して家屋図を作成し、課税データと結びつけて管理するシステムの導入を検討したが、見送りとなった。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

平成23年度に行った調査の結果、県内40市全市が航空写真の撮影を行っており、その内25市が毎年、15市が3年に一度の撮影を行っている。

費用については、撮影面積や撮影対象の違いからくる画像の解像度の必要性の違いにより単価が変わるため、単純比較が難しい。

## ○今後の検討の方向性

## 外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)

事業番号	A-4			
事務事業名称	納税コールセンター運営事業			
担当課	総務部 納税課			
設置(実施)根拠等	(法律) 地方税法 (条例)			
1	事業概要			
事業開始(いつから)	平成24年4月から (平成22、23年度は県補助事業「緊急雇用対策」納税コールセンター運営事業)			
目的(何のために)	健全な財政運営を行うため			
対象(誰に)	市税及び国民健康保険税の未納者(現年度分)			
手段・手法(どのように何を提供するか)	電話により未納のあることを知らせ、早期に自主納付を呼びかけ、以降の納期内納付の履行を促す。			
実施形態※該当選択し○印	A. 直営 <input checked="" type="radio"/> B. 業務委託    C. 国・県補助事業    D. その他( )			
委託内容と実施主体	委託内容: 現年度分市税等未納者に、電話による催告を実施する。 委託金額: 12,527,561円 委託業者名: 株式会社ベルシステム24			
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	10,390	12,834	12,837
	人件費	788	781	675
	総額	11,178	13,615	13,512
収入	国・県支出金	9954	12,574	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	1,224	1,041	13,512
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	電話催告後1か月以内の納付件数	1,818	2,649
	指標②	電話催告後1か月以内の納付額(円)	50,702,000	104,398,050
	指標③	※22年度は実施期間9か月		
4	現在の実施内容			
	市税、国民健康保険税未納者(現年度分)に対し、電話催告を実施している。 月・水・金曜日及び第2土曜・第4日曜: 9時～17時、火・木曜日: 12時～20時			
5	関連ほか事務事業			
	市税等徴収事業 内容: 納期限内納付の周知、口座振替の推進を図る。滞納者に対しては税負担の公平性を確保するため滞納処分の迅速化を図る。			
6	今後の課題			
	同一者への複数回の架電による、「慣れ」が効果の減とならないよう、効果的な業務運営に努め、納税率の向上を図る。			
審議のポイント	①これまでの評価と今後のあり方について。			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

「熊谷市ふるさと雇用再生基金」事業として県補助金を活用し22年7月より事業を開始。23年度についても県補助金の対象事業として継続。補助金の終了により、24年度は市費単独事業として継続中。

## 市税納税率の推移

	現年(%)
平成21年度	97.51
平成22年度	97.85
平成23年度	98.23

改善点 電話番号不明者への催告書送付  
架電リストを工夫し接触率の向上を図った。  
職員、収納員と連携を図った。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

多くの自治体が同様の委託事業を行っている。

県内: 15市町(熊谷市を含む)、全国では11都府県、129市区町村(23年度、総務省調べ)

## ○今後の検討の方向性

## 外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)



事業番号	A-5			
事務事業名称	介護保険特別対策事業(介護保険居宅サービス利用者負担軽減事業)			
担当課	福祉部 長寿いきがい課			
設置(実施)根拠等	(法律) (条例等) 熊谷市介護保険特別対策実施要綱			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
平成13年4月1日(現在の実施要綱では近隣町との合併に合わせ、平成17年10月1日付けとなっている。)				
目的(何のために)				
だれもが安心して健康に暮らせるまち・高齢者が元気に暮らせる環境をつくるため、介護予防施策を充実する。				
対象(誰に)				
介護サービス利用者のうち、低所得者等				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
「居宅サービス利用者負担軽減事業」市民税非課税で老齢福祉年金を受給している者に、居宅サービス自己負担の1/2、これに該当しない市民税非課税の者に1/4を支給する。				
実施形態※該当選択し〇印	A. <u>直営</u> B. 業務委託 C. 国・県補助事業 D. その他( )			
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	5,427	5,522	5,530
	人件費	2,364	2,364	2,701
	総額	7,791	7,886	8,231
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	7,791	7,886	8,231
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	利用者負担軽減の申請件数	2,285	2,380
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
「居宅サービス利用者負担軽減事業」介護保険制度の円滑導入とサービス利用促進のため、市民税非課税で老齢福祉年金を受給している者に、居宅サービス自己負担の1/2、これに該当しない市民税非課税の者に1/4を支給した。平成22年度は申請延べ件数 2,285件 5,397,330円、平成23年度は申請延べ件数 2,380件 5,502,988円を支給した。				
5 関連ほか事務事業				
介護保険事業は、熊谷市、深谷市、寄居町で大里広域市町村組合が保険者で広域運営をしている。				
6 今後の課題				
平成22年7月時点での調査によると、県内64市町村中、鴻巣市、坂戸市・日高市・毛呂山町・小川町・ときがわ町・松伏町を除くほぼ全ての市町村で、介護保険制度利用者に対する独自の負担軽減の制度を設けている。また、負担割合・対象者などは市町村ごとにばらつきがあり、隣接する深谷市では、助成割合を1/2(本市では原則1/4)としている。※鴻巣市は、H24年4月より「居宅サービス利用者負担軽減事業」を開始した。				
審議のポイント	①高額医療・高額介護合算療養費制度新設後の当事業の必要性			

**7 事業の経過、これまでの改善点**

平成12年の介護保険制度開始以降、高齢化社会の進行により、利用者は増加の一途を辿っている。  
平成13年の事業開始当初、介護保険制度の円滑導入のための特別対策事業は、「訪問介護利用者経過措置事業」・「障害者訪問介護利用者支援事業」・「社会福祉法人利用者負担減免助成事業」・「短期入所振替利用支援事業」・「住宅改修支援事業」・「居宅サービス利用者負担軽減事業」の6事業であったが、国の制度改正により、現在は「社会福祉法人利用者負担減免助成事業」・「居宅サービス利用者負担軽減事業」だけが残っている。これらは国からの補助金が出されていたが、「社会福祉法人利用者負担減免助成事業」への補助金以外は削減されている。

平成18年4月に要綱を改正し、対象となる市民税世帯非課税の者を、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者に限定し、対象者を縮小した。

現在では、高額介護サービス費制度や、平成20年4月から高額医療・高額介護合算制度が開始されたことに伴い、低所得者であっても介護保険利用時の負担が抑制されるよう環境が整いつつある。特に高額医療・高額介護合算制度によって、今まで給付対象にならなかった利用分も医療分と合算して給付されるようになり、利用者負担はさらに軽減されるようになった。実際に、当負担軽減事業においても、高額介護サービス費制度によって世帯非課税者の自己負担金額は一ヶ月あたり15,000円までとなるため、当事業での支給金額は多くの場合一ヶ月3,750円が頭打ちとなり、助成金額はそれほど多くない。

また、高額医療・高額介護合算制度では、支給金額から当負担軽減事業での助成金額をあらかじめ控除して支給している(高額医療・高額合算制度の支給申請前に当負担軽減事業の申請していた場合)。控除する場合には利用者一人一人の助成金額を確認・計算するため、事務処理も煩雑化している。

**8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)**

- 資料① 熊谷市介護保険特別対策事業実施要綱  
資料② 介護保険居宅サービス利用者負担軽減助成費支払状況(市全体)一覧

**○今後の検討の方向性**

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)

事業番号	A-6			
事務事業名称	交通災害共済事業			
担当課	市民部 安心安全課			
設置(実施)根拠等	(法律) (条例等) 市町村交通災害共済条例、市町村交通災害共済条例施行規則			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和42年6月から事業開始。(旧熊谷市)その後、平成17年10月1日に埼玉縣市町村交通災害共済組合加入、平成18年10月1日に現行の埼玉縣市町村総合事務組合に改編となる。				
目的(何のために)				
交通事故の減少・防止を図り、交通安全対策を進めるため				
対象(誰に)				
市民				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
埼玉縣市町村総合事務組合の加入自治体として、交通災害共済への加入申込みの受付け、加入会員(台帳)の管理や見舞金請求等の手続きを行う。また、会員の加入取りまとめを行った自治会に対し、奨励金として加入推進費を支給する。				
実施形態※該当選択し○印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営	<input type="radio"/> B. 業務委託	<input type="radio"/> C. 国・県補助事業	<input type="radio"/> D. その他( )
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	1,438	1,322	1,328
	人件費	4,462	4,449	4,473
	総額	5,900	5,771	5,801
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	1,943	1,819	1,680
	一般財源	3,957	3,952	4,121
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	県内加入者数に占める熊谷市加入比率	15.578%	15.736%
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
<p>○共済会費(年額) 一般900円、中学生以下500円</p> <p>○交通災害共済加入者数:21年度 51,841人、22年度 48,587人、23年度 45,480人</p> <p>○見舞金支給件数・合計金額:21年度 467件・29,460千円、22年度 338件・21,812千円、23年度 350件・20,297千円</p> <p>○交通災害共済加入推進費支給額:21年度 1,387千円、22年度 1,291千円、23年度 1,200千円</p>				
5 関連ほか事務事業				
※特になし				
6 今後の課題				
交通災害共済の会員加入に当たっては、自治会の取りまとめに拠るところが大きい状況であるが、加入者が年々減少している。その要因としては、自治会離れや個人情報の問題、並びに民間保険会社の普及や経済不況等が考えられる。今後も地域コミュニティの希薄化により、自治会の取りまとめによる加入者の増加は困難であると考えられることから、新たな加入対策を検討することが課題となっている。				
審議のポイント	①加入減少傾向の解消及び事業の有用性について			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

交通災害共済制度については、旧熊谷市は単独で特別会計により交通災害共済事業を実施していた。しかし、厳しい財政状況と加入率の逡減により、会費と基金繰入金を財源として事業を継続することが困難となった。このことから、合併を契機として、大里町、妻沼町が既に加入していた埼玉県市町村交通災害共済組合に新熊谷市として加入し、現在に至る。

旧熊谷市においては、昭和42年6月から開始された交通災害共済事業は、発足当時、一日1円の会費ということで一般360円、中学生以下120円、平成6年から平成17年度までは、一般600円、中学生以下300円の会費として運営していた。事業発足時の加入率は当初14.3%で、昭和58年には60.9%まで拡大したが、その後逡減し平成16年度には40.8%となった。

組合加入後では、平成18年度は31.7%であったが、平成23年度末の加入率は22.3%と年々減少し続けている。

この間の改善点としては、平成6年から自治会での加入をより積極的に取扱ってもらい、加入率を上げることを目的として自治会への加入推進費を導入した。しかしながら現在は、加入取りまとめを担う自治会において、自治会離れや個人情報の問題等、自治会の希薄化により取りまとめ件数は、年々減少している状況である。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

資料① 平成24年度交通災害共済会員募集のしおり

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 7 日(火)

事業番号	A-7			
事務事業名称	国保組合補助事業			
担当課	市民部 保険年金課			
設置(実施)根拠等	(法律) (条例) ※特になし			
1	事業概要			
事業開始(いつから)				
昭和49年度から				
目的(何のために)				
埼玉土建国保組合及び埼玉県建設国保組合の保健事業の充実のため				
対象(誰に)				
埼玉土建国保組合及び埼玉県建設国保組合				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
埼玉土建国保組合及び埼玉県建設国保組合の熊谷支部被保険者1人あたり埼玉県市長会特別負担金として250円、市単独事業として100円の計350円を補助する。				
実施形態※該当選択し〇印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営	<input type="radio"/> B. 業務委託	<input type="radio"/> C. 国・県補助事業	<input type="radio"/> D. その他( )
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	1442	1347	1435
	人件費	7	7	7
	総額	1449	1354	1442
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	1449	1354	1442
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	埼玉土建国保組合熊谷支部組合員数	2468	2286
	指標②	埼玉県建設国保組合熊谷支部組合員数	1653	1563
	指標③			
4	現在の実施内容			
平成23年度実績 埼玉県建設国保熊谷支部内被保険者数 1,563人 1人当たりの額350円 補助額計 547,050円 埼玉土建国保熊谷支部内被保険者数 2,286人 1人当たりの額350円 補助額計 800,100円				
5	関連ほか事務事業			
※特になし				
6	今後の課題			
市長会経由による補助事業が平成24年度に終了することに伴い、現時点では、市長会経由の補助事業参加市が今後も継続するか不明であり、統一的な見解が得られていない状況がある。				
審議のポイント	①市長会の1人当たりの基準額の上乗せ分の100円を継続するか否かについて ②平成25年度以降、市長会経由の廃止に伴う事業継続の要否について			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

昭和45年から県が主導で2組合を立ち上げたが、財政基盤が弱く補助をしていた。その後、市から助成する形に変更され、埼玉県市長会を経由して助成する方式となったが、本市では直接助成を行った。平成25年度からは、各市が市長会を経由する取扱いは廃止され、直接助成する方法のみとなる。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

市長会を通しての補助…22市  
単独補助…12市(熊谷市含む)  
補助を行っていない市…5市(朝霞市・和光市・志木市・新座市・草加市)

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)

事業番号	A-8			
事務事業名称	障害者就労支援事業(喫茶室「たんぽぽ」運営補助事業)			
担当課	障害福祉課			
設置(実施)根拠等	(法律) 障害者雇用促進法 (条例) 熊谷市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
平成12年3月から旧江南町が旧江南町社会福祉協議会に事業運営を依頼し実施。 平成19年2月の江南町との合併により、事業を引き継ぐ				
目的(何のために)				
障害者に必要な知識・能力向上のための訓練及び就労の場を提供することによる就労支援を目的として、障害者の自立と社会参加の促進及び生きがいがづくりに寄与する。				
対象(誰に)				
障害者(熊谷市内に居住)				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
江南総合文化会館(ピピア)内にある喫茶室「たんぽぽ」を、障害者1名+健常者1名の勤務形態(原則)で運営する。				
実施形態※該当選択し○印	A. 直営	B. 業務委託	C. 国・県補助事業	○D. その他(運営費補助)
委託内容と実施主体	熊谷市社会福祉協議会			
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	2815	2815	2815
	人件費	67	67	67
	総額	2882	2882	2882
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	2882	2882	2882
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	障害者雇用	4人	3人
	指標②	売上高	2,202,850円	2,229,250円
	指標③			
4 現在の実施内容				
平成23年度の収支決算(震災休業 H23.3.14~H23.4.13) 営業日 定休日(月曜日)を除く全日(AM10:30 ~ PM4:30)※月曜日が祝祭日の場合は翌日が定休日 障害者(3人)勤務時間:1,423.5時間 賃金:1,07,4215円 健常者(3人)勤務時間:2,670.5時間 賃金:2,296,630円 売上金:2,229,250円				
5 関連ほか事務事業				
・障害者就労支援センター運営事業 〔概要〕 障害者の一般就労の機会の拡大を図り、障害者の就労と生活を総合的に支援する事業。 平成19年6月に同センターを障害福祉課会館内に設置し、現在は社会福祉法人熊谷礎福祉会に事業を委託。 ・職親委託 〔概要〕 知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人(職親)に預け雇用の促進と職場における定着性を高める。				
6 今後の課題				
郊外にある「ピピア」の利用者をターゲットとした喫茶室であるため多くの利益は望めない。運営費の約60%が人件費である。また、その内の約68%が健常者の人件費となっており、障害者の就労支援としての意義が薄れている。平成22年4月からは「ピピア」の施設使用料と光熱水費の10年間の無償期間が終了したため、その費用の不足額を熊谷市社会福祉協議会が負担している。また、現在使用している調理器具等が老朽化していることから今後買い替えが必要となり、新たな負担増が見込まれる。				
審議のポイント	①事業の硬直性について ②障害者の就労支援の観点から見た運営方法について			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

本喫茶室は、平成8年4月に旧江南町が総合文化会館を設置した際に、旧江南町内の障害者団体（江南手をつなぐ親の会）に無償で貸し付け運営（喫茶室「きらら」）されましたが、運営に問題が発生したため平成9年には事業から撤退してしまいました。その後他市の社会福祉施設から運営の申し出を受けるが、町の方針に合致せず、運営に至らなかった。町では以前この喫茶コーナーの運営を行っていたのが障害者団体であったことを考慮し、障害者の社会参加を推進するための施設として運営することが望ましいとの考えから、社会福祉協議会が実施主体となって運営することとなった。そのため先進地事例の視察（秩父市）等を経て、平成12年3月から町からの補助金交付を受け運営を開始する。

今年度から、同会館が指定管理者制度を導入し、公益財団法人熊谷文化振興財団が管理運営を行うことから、同財団

による主催事業が増え、また施設使用料が下がリイベント等の開催も増え集客が見込まれることから、売上げの伸びと障害者雇用の継続に繋がることが考えられる。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

資料① 障害者雇用促進法

資料② 熊谷市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)



事業番号		A-9		
事務事業名称		登校支援推進事業		
担当課		教育研究所		
設置(実施)根拠等		(法律) (条例) ※特になし		
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
平成20年度より、それまでの「学校適応指導教室推進事業」「スクーリングサポートネットワーク整備事業」を統合して「登校支援推進事業」を開始。				
目的(何のために)				
不登校児童生徒に対して、自立と学校生活への適応を図り、学校復帰を目指す。				
対象(誰に)				
不登校等児童生徒・保護者				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
不登校児童・生徒に対して適応指導教室(さくら教室)を中心に教育相談指導員の指導のもと教育相談・生活指導及び学習指導を行い、学校復帰を目指した支援を行う。				
実施形態※該当選択し〇印		<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他( )		
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)		平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	1,135	543	588
	人件費	11,274	11,367	11,440
	総額	12,409	11,910	12,028
収入	国・県支出金	200	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	12,209	11,910	12,028
3 成果		項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	教育相談指導員人数	6	6
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
不登校児童・生徒に対して適応指導教室(さくら教室)に教育相談指導員を3名配置し、幼保小連携担当として公立幼稚園に教育相談指導員を1名配置して、教育相談・生活指導及び学習指導を行っている。				
5 関連ほか事務事業				
※特になし				
6 今後の課題				
現在の適応指導教室(さくら教室)は、学習室1室のみで運営している。児童生徒の不登校に至る要因の多様化により、プレイルーム等特別な支援を必要とする児童生徒のための設備が必要であり、別室での支援体制が望まれる。				
平成22年度のみ市民協働事業として、大学生を中心としたサクラスクールサポーターに校外行事や毎週水曜日のスポーツ活動と一緒に参加してもらい、支援をいただいた。予算化は難しいが、別のかたちでの継続が望まれる。				
審議のポイント		①現在の相談員の人数・配置は適当か(臨床心理士の常時配置) ②学生ボランティアの活用について(立正大学との連携、予算化) ③適応指導教室の施設・設備は適当か(学習室の拡張、プレイルーム・カウンセリングルームの設置)		

## 7 事業の経過、これまでの改善点

適応指導教室「さくら教室」は、熊谷市文化センター4Fの一室を使い、平成8年度「学校適応指導教室推進事業」として開設した。当初は教育相談指導員2名配置でスタートした。平成14年度より大里町、江南町、妻沼町の不登校児童の受け入れ開始とともに、教育相談指導員を1名増員し3名配置とした。

また、平成15年度より「スクーリングサポートネットワーク整備事業」として、適応指導教室・学校・家庭の連携調整を中心とした教育相談指導員を臨時職員として1名配置し、平成19年度からは雇用形態を臨時職員から嘱託職員に変更した。

平成20年度より「学校適応指導教室推進事業」と「スクーリングサポートネットワーク整備事業」を統合して、「登校支援推進事業」とし、幼保小連携にも支援を広げて現在に至る。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

## 他市の状況

深谷市適応指導教室「いきいき教室」: カウンセリングルーム3、学習室1、プレイルーム1、専門員3・大学生ボランティア

行田市適応指導教室「ウィズ」: カウンセリングルーム1、学習室5、プレイルーム1、職員8・ボランティア1

本庄市適応指導教室「ふれあい教室」: カウンセリングルーム2、学習室1、プレイルーム1、職員3・ボランティア4

熊谷市適応指導教室「さくら教室」: 学習室1、教育相談指導員3

資料① 学校復帰へ向けた運営や指導法の工夫

## ○今後の検討の方向性

## 外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)

事業番号	A-10			
事務事業名称	景観形成事業			
担当課	都市整備部 都市計画課			
設置(実施)根拠等	(法律) 景観法 (条例) 熊谷市景観条例			
1	事業概要			
事業開始(いつから)				
平成21年度から				
目的(何のために)				
景観計画及び景観条例に基づく届出に対する審査・助言及び景観形成を進める市民、事業者及び団体に対する景観に係る指導・意識啓発等を行なうことにより、市民が美しいと思う景観の形成誘導を図る。				
対象(誰に)				
市民、事業者、行政				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
景観計画及び景観条例に基づく届出が景観形成基準に適合するか審査・助言を行なうと共に、地区の魅力ある景観形成を目的として活動している団体等の活動を支援する。				
実施形態※該当選択し○印				
A. 直営 <input checked="" type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他( ) <input type="radio"/>				
委託内容と実施主体				
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	78	124	154
	人件費	6,753	6,753	6,753
	総額	6,831	6,877	6,907
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	6,831	6,877	6,907
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	47	47
	指標②	住み続けたいと思う市民の割合	47	44
	指標③			
4	現在の実施内容			
平成21年度 景観計画、景観条例施行、届出実績31件、「景観計画の概要」冊子の作成と配布 平成22年度 届出実績100件、商工会議所や商工会へ景観計画等の配布 平成23年度 届出実績116件、景観審議会1回、講演会2回、景観写真展1回、景観まちあるきイベント等実施				
5	関連ほか事務事業			
※特になし				
6	今後の課題			
景観形成への意識について、地域間で格差が生じないよう啓発事業をさらに推進していく必要があると考えます。また、現在景観形成への意識が高まりつつある地域については、地域らしい良好な景観について地域住民で研究し、地域オリジナルの景観形成基準を作成するまで機運を高める必要があると考えます。				
審議のポイント	①指標の設定、市の役割及び実施内容は適当か。			

<b>7 事業の経過、これまでの改善点</b>  ①平成16年 景観法が施行。 ②平成19年10月 景観行政団体となる。 ③平成21年3月 熊谷市景観計画策定 ④平成21年10月 熊谷市景観条例制定 ⑤平成22年1月 熊谷市景観計画、景観条例施行 ⑥平成21～22年度 景観計画・景観条例に基づく届出制度を周知するための広報事業に重点 ⑦平成23年度 妻沼聖天山本殿の改修が終わり、また、埼玉県「歴史のみち景観モデル地区」に選定された妻沼聖天山周辺地域で、先導的かつ重点的に啓発事業を実施。
<b>8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)</b>  (平成23年度景観形成事業の成果品) 資料① 熊谷市景観審議会:提言 資料② 景観講演会:概要及びアンケート集計結果
○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)

事業番号	A-11			
事務事業名称	防災行政無線維持管理経費			
担当課	市長公室 危機管理室			
設置(実施)根拠等	(法律) (条例) ※特になし			
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和31年12月に広報無線として運用開始。平成5年に防災行政無線へ移行。				
目的(何のために)				
災害発生時に緊急情報などを市民に一斉伝達する体制を確保しておくため、適切な維持管理を行うとともに、難聴区域解消のため、防災行政無線(固定系)の受信所を新設する				
対象(誰に)				
市民				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期保守点検の実施による、適切な維持管理を行う。</li> <li>・防災行政無線の受信所を新設する。</li> </ul>				
実施形態※該当選択し○印	<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他( )			
委託内容と実施主体	一部業務委託: 防災行政無線機器の保守点検業務(保守委託料: 9,631,650円) 委託業者: 埼玉田中電気(株)、(株)富士通ゼネラル、三信電気(株)、日神電子(株)			
2	コスト(千円)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	25,436	19,960	20,590
	人件費	5,403	5,403	5,403
	総額	30,839	25,363	25,993
収入	国・県支出金	5,250	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	25,589	25,363	25,993
3	成果	項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	防災行政無線(固定系)の受信所数	237	240
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの要望に基づき新設(H21年度: 2箇所、H22年度: 3箇所、H23年度: 3箇所)</li> <li>・宅地開発等に伴う移設(H21年度: 1箇所、H22年度: 1箇所)</li> <li>・宅地開発に伴う新設・撤去(H21年度: 1箇所)</li> <li>・受信所設置箇所土地所有者の要望による撤去(H22年度: 1箇所)</li> </ul>				
5 関連ほか事務事業				
関連事業: メール配信サービス「メルくま」や緊急速報メールによる防災情報等のメール配信 [概要] 各種防災情報を携帯電話やPCへメールを配信する。手元に文字として残るため、防災行政無線の放送を聞き逃した場合や聞こえづらい場合等に効果が期待できる。また、災害時には様々な手段を活用し情報伝達をする必要があるため、それぞれが相互に補完しあうことが期待できる。				
6 今後の課題				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の受信所には民地に設置してあるものもあるため、土地所有者の要望により移設等の対応をしなければならない事態もあり、限られた予算内で計画どおりに新設が進まないことがある。</li> <li>・将来、所管している総務省により、防災行政無線の周波数デジタル化が実施される予定(現在のアナログ波の使用期限は未定)。そのため、将来デジタル化の実施となる場合は、既存の施設の入れ替え等が必要となるため、将来のデジタル化を踏まえながら、事業を拡大していきたい。</li> </ul>				
審議のポイント	①防災行政無線の必要性・代替性について ②災害発生時の避難情報を市民に対し一斉伝達する手段のあり方。 ③「全国瞬時警報システム」の有用性について			

## 7 事業の経過、これまでの改善点

合併時に各市町の防災行政無線を統合し、親局の系統連携による運用の一元化を行った。  
平成20年度には消防庁からの武力攻撃事態等に関する国民保護情報や、気象庁が発表する緊急地震速報などの緊急情報を人工衛星を經由して受信し、自動で防災行政無線受信所から警報を放送する「全国瞬時警報システム」を導入。22年度には柔軟な音声放送を行うためのシステム変更が実施された。  
東日本大震災の発生により、市民の防災意識が一層高まり、災害情報伝達手段の一つとしての防災行政無線に対する関心が高まっている。  
将来、所管している総務省により、防災行政無線の周波数デジタル化が実施される予定（現在のアナログ波の使用期限は未定）。そのため、新設する受信所は、デジタル化にも対応しうる機器を選定しているが、将来デジタル化の実施となる場合は、既存の施設の入れ替え等が必要となる。

- ・目標値：平成24年度末 受信所245箇所、平成29年度末 受信所数260箇所（総合振興計画）  
実績値：平成23年度末 受信所240箇所
- ・放送可能な範囲を受信所を中心に半径約300mの範囲とすると、市内の約68km<sup>2</sup>をカバーしている。

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

防災行政無線：県内64市町村中、62市町村に整備済み（2町については有線で整備）。  
デジタル化：県内8市町が整備。

## ○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)

事業番号		A-12		
事務事業名称		消防水利整備事業		
担当課		警防課		
設置(実施)根拠等		(法律) 消防法 (条例)		
1 事業概要				
事業開始(いつから)				
昭和39年12月 消防水利の基準(消防庁告示)				
目的(何のために)				
消防水利充足率の向上及び既設消防水利の改修によって地域住民が安心、安全と思えるまちづくり				
対象(誰に)				
市内全域				
手段・手法(どのように何を提供するか)				
消防水利の不足している地域を中心に消火栓、防火水槽、さく井式井戸の設置を行う。また、老朽化した消防水利の撤去、改修を行う。				
実施形態※該当選択し〇印		<input checked="" type="radio"/> A. 直営 <input type="radio"/> B. 業務委託 <input type="radio"/> C. 国・県補助事業 <input type="radio"/> D. その他( )		
委託内容と実施主体				
2 コスト(千円)				
		平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(予算)
支出	事業費	66,410	66,553	68,284
	人件費	3,374	3,374	3,374
	総額	69,784	69,927	71,658
収入	国・県支出金	0	0	0
	市債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	69,784	69,927	71,658
3 成果				
		項目	平成22年度	平成23年度
	指標①	防火水槽の数	226	226
	指標②			
	指標③			
4 現在の実施内容				
消防水利の不足している地域を中心に消火栓及びさく井式井戸の設置を行い、漏水等修繕が必要な水利の改修を行っている。(平成20年度以降、公費による防火水槽の設置はない) (23年度主な事業)指定外防火水槽撤去工事 旧江南地区 17基 3,370,500円 (23年度負担金内訳)消火栓維持管理経費 8,500円×3,722基=31,637,000円 消火演習用水等350円×1040.5㎡×10.5=382,380円 消火栓設置費 40基 28,596,750円				
5 関連ほか事務事業				
※特になし				
6 今後の課題				
各種災害に対応できるよう効果的に消防水利の設置を検討していく。また、地震災害に耐える水利の確保が必要であるため、耐震性防火水槽の設置が重要である。防火水槽及びさく井式井戸にあっては、老朽化が認められる設備もあるため、これらの更新、修繕もしくは撤去を検討していかなければならない。				
審議のポイント		東日本大震災により地域防災に対する市民の関心は高揚している中で、火災時に消防隊が使用する消防水利を今後、どのように配備、維持していくべきなのか。		

## 7 事業の経過、これまでの改善点

熊谷市の水利充足率は73%で、埼玉県74%、全国80.6%(平成21年度調査結果)  
平成7年に発生した阪神淡路大震災後、地域防災機能を高めるために防災拠点の整備、ライフライン等の耐震性の強化が進められている。当市においても、計画的に耐震性防火水槽の設置を行ってきたが、平成20年度以降公費による設置は行われていない。(移転補償事業は除く)

## 8 参考資料又は比較資料(他市の状況・類似事業等)

※特になし

○今後の検討の方向性

外部評価実施日

A 班

平成 24 年 8 月 10 日(金)